|  |  |
| --- | --- |
| 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について（案）第１　「略」第２　運用要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。　１　【略】　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）　（１）　【略】（２）提出書類　　　　要領第２の１の（１）の②に定める共通基礎資料のうち、イ事業主体の規約（定款）については、法人登録をしていない事業体については省略できるものとする。　（３）～（４）　【略】３　　新規参入者への導入等支援（要綱別表第１の３）（１）補助対象経費　　　　第２の１の（１）に準ずるとともに、導入する高性能林業機械等は原則、中古のものとする。　　　ただし、中古機械の入手が困難な場合は、その限りではない。「削除」（２）機械導入後の保守・管理　　　第２の１の（３）に準ずる。　「削除」　「削除」（３）実績報告　　　　実績報告書で添付する契約書は、相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。また、添付する写真は、機種等が確認できるものとする。「削除」４　入札・契約関係　（１）入札及び契約の実施方法　　　　　契約の相手先の選定、入札又は見積り合わせにあたっては、公平性・競争性を確保して実施するものとし、要綱別表第１の１、２及び３においては単独随意契約は原則認めない。　　　　　ただし、要綱別表第１の３においては、要領第４の４の規定の範囲で実施する場合、その限りではない。また、中古機械の導入に係る契約を締結する相手方は、法人登録された事業者とし、個人が所有する機械及び協同組合等が補助事業により導入した機械を組合員へ払下げする機械は補助対象としないとともに、機械の見積書・請求書・明細書等の事業費を確認することのできる書面の発行及び機械の性能の保証が可能な事業者であることとするとともに、中古機械の在庫がない場合は、仕様を満たす新品の価格による応札により、適正価格を判断すること。５　　「略」附則１　この運用は、平成30年４月５日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。　　２　この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。附則１　この運用は、平成30年11月14日から施行する。附則１　この運用は、平成30年12月25日から施行する。附則１　この運用は、平成31年 ４月12日から施行する。附則１　この運用は、令和 ２年 ４月28日から施行する。附則１　この運用は、令和 ３年 ４月13日から施行する。附則１　この運用は、令和 ３年 ７月 ８日から施行する。附則１　この運用は、令和 ４年 ４月 22日から施行する。附則１　この運用は、令和 ５年 ４月 27日から施行する。附則１　この運用は、令和 ６年 ５月 15日から施行する。別紙１　　「略」 | 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について（案）第１　「略」第２　運用要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。　１　【略】　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）（１）　【略】　（２）提出書類　　　　要領第３の２の（１）の②に定める共通基礎資料のうち、イ事業主体の規約（定款）については、法人登録をしていない事業体については省略できるものとする。（３）～（４）　【略】３　　林業機械のレンタル（要綱別表第１の３）（１）補助の範囲　　　　林業機械のレンタルの補助対象とする範囲は、森林整備（搬出間伐）及び更新（主伐）作業で素材生産を行うための、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業等で使用する機械のほか、生産性改善効果の見込まれる作業道開設に用いる多工程作業機械や、低質材の運搬などに必要な原木運搬用トラックとし、土場での仕分け・トラックへの積込み作業及び作業道開設のための掘削系機械は補助対象としない。また、レンタルに係る経費の内、本体レンタル機械（ロードライナー、車輪及び　履帯の滑止めチェーン、ゴム製履帯の損耗費、スイングヤーダ－等の専用搬器・設置器具等の付属品は補助の対象に含む。）、補償費及び管理料を補助対象とし、それ以外の機械の回送経費及び、燃料油脂経費及びワイヤー等消耗品・返却時の修繕費等は補助対象としない。なお、リース契約による機械については補助対象としない。　　　　補助額は、補助対象事業費の3/10以内で、1ヶ月当たりの上限を150,000円とする。但し、レンタル経費が日数管理となる月は月額補助金上限150,000円を1ヶ月当たり31日で除した日額単価にレンタル日数を掛けた額とレンタル経費の3/10の額のうち安価な方を補助額として計算する。　　　なお、再造林を行うことを条件に事業を行う場合は、補助率1/2以内、上限額を250,000円とする。　　　　（補助金計算例）　　　　　　ア．1ヶ月当たり（月額計算）500,000×1ヶ月×3/10＝150,000円　　　　　　　イ．20日当たり （日額計算）※１　350,000×3/10＝105,000円※２　150,000÷31日＝4,838円4,838×20日＝96,760円≒96,000円（千円単位）　　　　　　　　　　　日額計算の場合は※１・２を比較して安価な方を補助額とする（２）レンタル事業者　　　　事業実施主体がレンタル機械の契約を締結するレンタル事業者は、法人登録された事業者とし、個人が所有するレンタル機械及び協同組合等が補助事業により導入した機械を組合員へレンタルする機械は補助対象としない。また、レンタル機械貸し付け事業者は、レンタル機械の見積書・請求書・明細書の発行及びレンタル機械の性能の保証が可能な事業者であることとする。（３）レンタル機械導入後の保守・管理　　　レンタル機械使用事業体はレンタル機械の作業記録簿を整備するとともに、点検・整備に努め、稼働効率の向上に務めるものとする。（４）レンタル機械による作業システム　　　　レンタル機械の作業システムは、レンタル期間内に組み合わせる作業機械、素材生産量、作業道や土場環境などを考慮し、効率的にレンタル機械が稼働できる環境を整えるものとする。（５）レンタル機械による素材生産量の目標ア．搬出間伐レンタル機械を使用した１作業システムにおいて、当該施業に係る作業道支障木を含み、１ヶ月当たりおおむね100m3の搬出量を確保するものとする。この場合、１作業システムに2台以上のレンタル機械が稼働する場合でもおおむね100m3で可とする、また、搬出量の確認は市場等の伝票、荷受伝票等により1　ヶ月毎の搬出量が１システム当たり確認できるように、整理保管するものとする。ただし、降雪、災害等により集積土場から搬出できない場合には、集積材積の確認（延長、高さ、幅、本数等）できる写真、プロセッサ等の造材集積システムによるデータでも可とする。なお、おおむね100m3とは、3割の範囲とし、連続する3ヶ月間の月間平均材積が70m3を下回った場合は、4ヶ月目以降は補助の対象としない。また、作業功程の見直し、事故・災害等により月毎の搬出間伐量が70m3を下回るおそれがある場合は、速やかに事業計画の見直しをすること。ただし、補助事業者に起因しない、事故・災害の場合は木材増産推進課の指示を仰ぐこと。イ．更新（主伐）レンタル機械を使用した１作業システムにおいて、当該施業に係る作業道支障木を含み、１ヶ月当たりおおむね200m3の搬出量を確保するものとする。この場合、１作業システムに2台以上のレンタル機械が稼働する場合でもおおむね200m3で可とする。また、搬出量の確認は市場等の伝票、荷受伝票等により1ヶ月毎の搬出量が１システム当たり確認できるように、整理保管するものとする。ただし、降雪、災害等により集積土場から搬出できない場合には、集積材積の確認（延長、高さ、幅、本数等）できる写真、プロセッサ等の造材集積システムによるデータでも可とする。なお、おおむね200m3とは、3割の範囲とし、連続する3ヶ月間の月間平均材積が140m3を下回った場合は、4ヶ月目以降は補助の対象としない。また、作業功程の見直し、事故・災害等により月毎の搬出間伐量が140m3を下回るおそれがある場合は、速やかに事業計画の見直しをすること。ただし、補助事業者に起因しない、事故・災害の場合は木材増産推進課の指示を仰ぐこと。（６）実績報告　　　　①　レンタル事業の実績報告書で添付する契約書は、レンタル契約の相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。また、添付する写真は、機種等が確認できるものとする。　　　　②　しゅん工年月日は、レンタル終了日もしくは搬出材積確定日とする。（７）軽微な変更　　　　　複数台レンタルした場合のレンタル機械間での交付決定額範囲内での流用等、要綱第６条第２項に定める変更要件以外の軽微な変更を行う場合は、所管の林業（振興）事務所と協議を行うこと。４　入札・契約関係　（１）入札及び契約の実施方法　　　　　契約の相手先の選定及び入札にあたっては、公平性・競争性を確保して実施するものとし、国費事業（要綱別表第１の１及び２）においては単独随意契約は原則認めない。　　　　　５　　「略」附則１　この運用は、平成30年４月５日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。　　２　この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。附則１　この運用は、平成30年11月14日から施行する。附則１　この運用は、平成30年12月25日から施行する。附則１　この運用は、平成31年 ４月12日から施行する。附則１　この運用は、令和 ２年 ４月28日から施行する。附則１　この運用は、令和 ３年 ４月13日から施行する。附則１　この運用は、令和 ３年 ７月 ８日から施行する。附則１　この運用は、令和 ４年 ４月 22日から施行する。附則１　この運用は、令和 ５年 ４月 27日から施行する。別紙１　　「略」 |